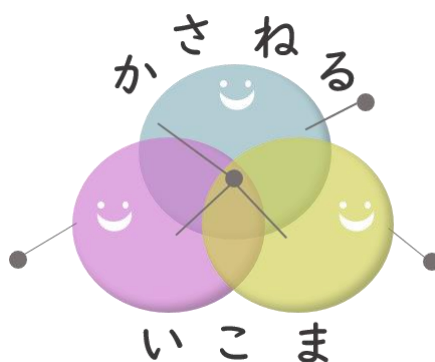


かさねるいこま実施計画

(生駒市重層的支援体制整備事業実施計画)

(案)



生駒市

令和7年5月

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 基本目標	4
2 各分野の基本方針	5
3 重層的支援体制整備事業の枠組み	7
第3章 包括的相談支援事業	8
1 包括的相談支援事業を担う体制	8
2 各分野の相談支援事業等	9
3 その他の取組	11
別表 包括的相談支援機関一覧	12
第4章 参加支援事業	14
1 参加支援事業を担う体制	14
2 参加支援事業の事業内容等	14
3 いこま孤独・孤立対策連携プラットフォームとの連携	15
第5章 地域づくり事業	16
1 地域づくり事業を担う体制	16
2 各地域づくり支援拠点の事業概要等	16
第6章 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	19
1 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を担う体制	19
2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の事業内容	19
第7章 多機関協働事業・プラン作成	20
1 多機関協働事業を担う体制	20
2 重層的支援会議・支援会議	20
第8章 その他事業との連携	22
1 ひきこもり支援推進事業	22
2 孤独・孤立対策	24
3 自殺対策	25
4 生駒市消費者安全確保地域協議会	25
5 介護予防把握事業（未返送者実態把握事業）	26
6 権利擁護	26
第9章 関係機関間の一体的な連携・人材育成	27
1 庁内・関係機関の連携	27
2 人材育成	27
第10章 計画を円滑に実施するために	28
1 市民の参画と連携	28
2 情報発信	28
3 取組みスケジュール	28
4 計画の推進と進行管理	28
第11章 移行準備期間の振り返り	29
1 達成できたこと	29
2 今後の課題とその方策	29

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

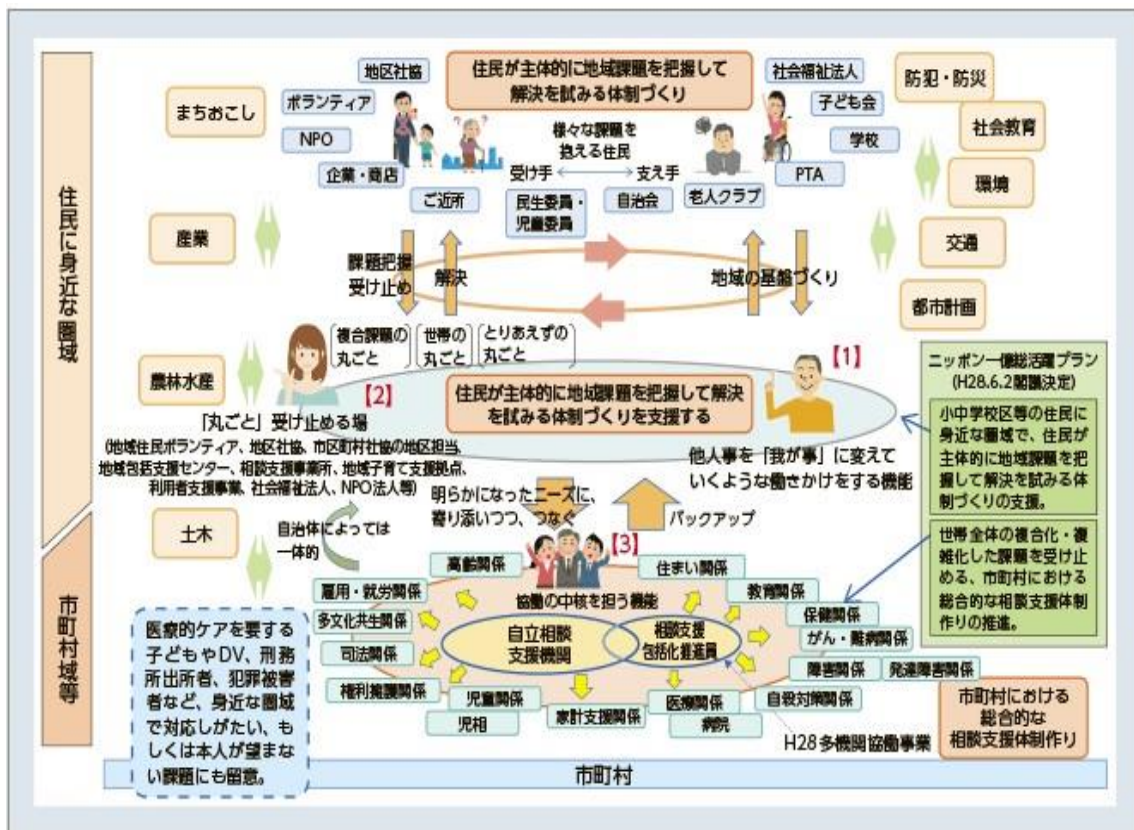
全国的な傾向として、地域や家族などの共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。本市においても、いわゆる8050問題や中高年のひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した福祉的課題に対する支援を必要とする方やその方の属する世帯が顕在化しつつあります。

そのため、本市庁内や関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制を構築するとともに、地域住民がこれらのニーズを「わがごと」として捉えることで、住民同士がつながり、支え合い、一人ひとりが役割を持ち、助け合いながら暮らしていける地域社会を創ることが、今後一層求められていきます。

このような社会状況から、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月1日から施行されました。

本市が令和7年度から重層的支援体制整備事業の本事業を実施するにあたり、本市の地域特性やこれまでの支援体制を踏まえた生駒市重層的支援体制整備事業を適切かつ効率的に実施するため、その具体的な計画を定めた生駒市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）を策定します。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

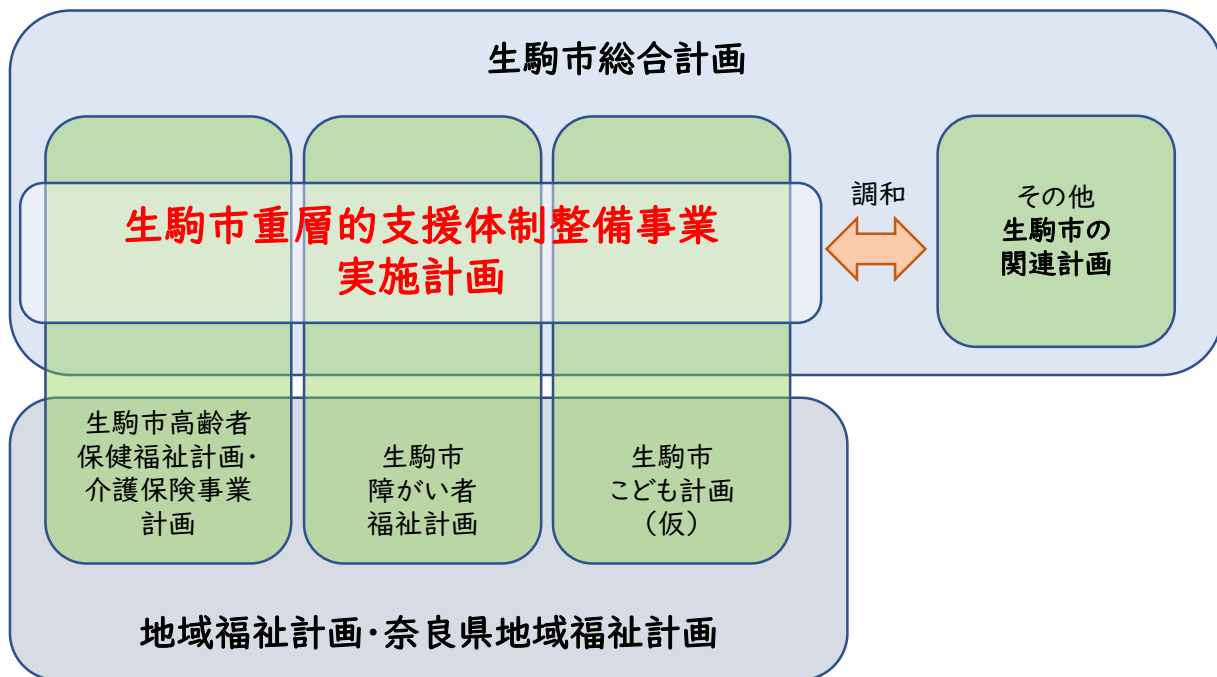


出典)厚生労働白書 2019

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて作成するものです。奈良県の策定する「第4期奈良県地域福祉計画」が示す方向性と整合性を図るとともに、本市の最上位計画である「第6次生駒市総合計画」を基盤とし、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

地域共生社会の実現に向けて、具体的施策を推進する「生駒市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「生駒市障がい者福祉計画」、「生駒市こども計画」等の各関連計画の内容とも調和・整合性を図ります。



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、毎年度、評価・見直しを行います。

各関連計画については、次期計画策定時に、本計画の内容について反映させることとします。

計画名称	計画期間	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
奈良県地域福祉計画	R4～R8 (5年間)	第3期	第4期				第5期					(～R13)
生駒市総合計画	R1～R20 (20年間)	第6次										(～R20)
重層的支援体制整備事業実施計画	R7～R11 (5年間)					第1期					(～R16)	
生駒市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	R6～R8 (3年間)	第8期			第9期			第10期			(～R14)	
生駒市障がい者福祉計画	R6～R8 (3年間)	第6期			第7期			第8期			(～R14)	
生駒市こども計画(仮)	R7～R11 (5年間)					第1期					(～R16)	

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

「地域共生社会」の実現に向けて、重層的支援体制整備事業における3つの基本目標を次のとおり設定しました。

(1) 悩みを丸ごと受け止めつなぐ相談体制づくり

既存の窓口で相談を丸ごと受け止めるとともに、相談支援包括化推進員（以下「いこまる主任推進員」という。）を配置して支援者支援を行うことで、必要な機関につなぐことができるよう庁内及び各相談機関のネットワークづくりを行います。

また、既存の制度では支援の「はざま」となり、必要な支援が受けられない方に対して、各相談機関がそれぞれの制度の枠を拡げることで直接的な支援を行うとともに、支援が必要であるにも関わらず支援が届いていない方には、積極的に支援の手を差し伸べる「アウトリーチ」を行っていきます。

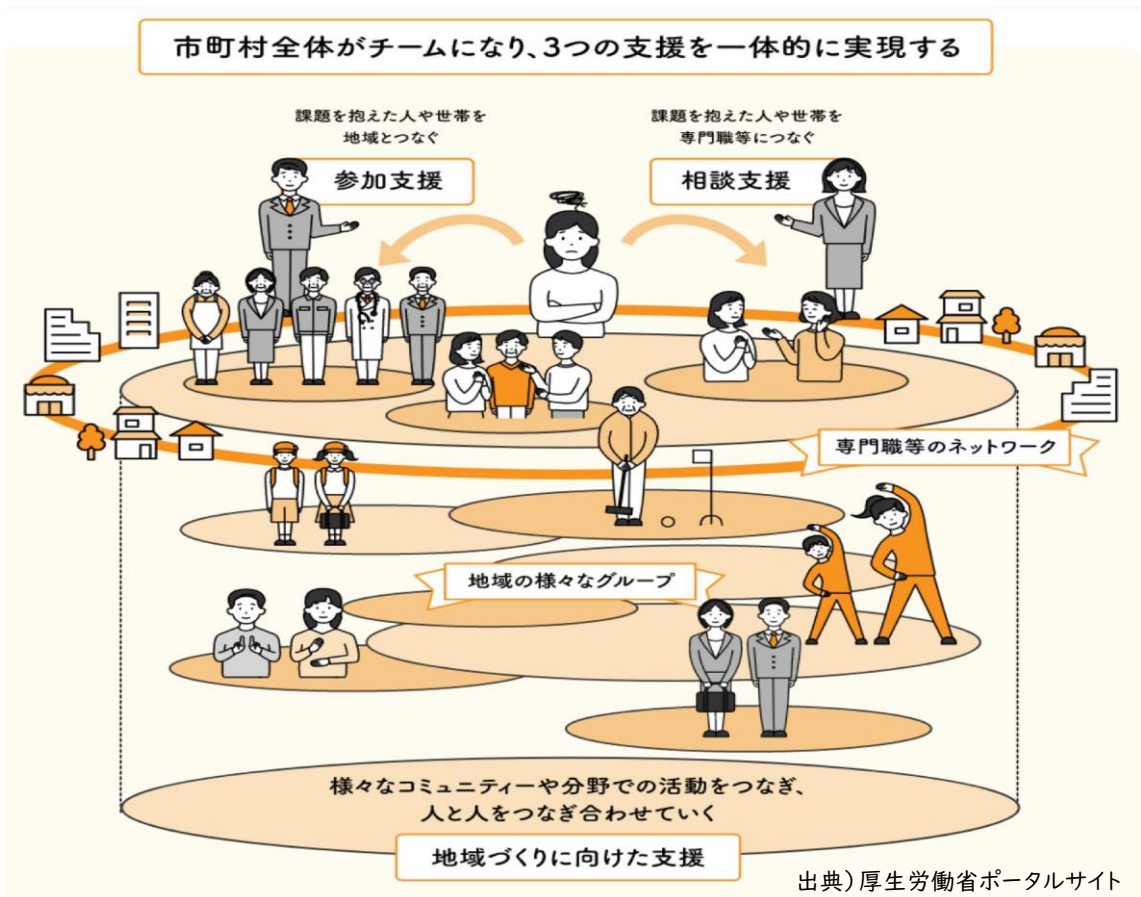
さらに、定期的に重層的支援会議を開催することで、支援者同士の顔の見える関係性づくりを行い、連携の強化を図ります。また、関係職員等を対象とした研修を行い、関係職員のスキルアップを行うことで、包括的な支援体制の確立を目指します。

(2) 社会とのつながりを作るための支援体制づくり

市民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、住み慣れたまちでつながり、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくり、本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います。

(3) 役割と生きがいを持ち、支え・支えられる関係づくり

「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる地域共生社会の実現のため、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備し、人の多様性や地域資源を活かしながら、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートするなど、制度が対象とならないような身近な生活課題にも対応できる地域づくりを進めます。



2 各分野の基本方針

(1) 高齢者の福祉(介護保険事業)

生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において、「住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく安心して暮らせるまち いこま」を中長期的ビジョンとしており、高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、障がいがあったり、介護が必要であったりしても、自分のことは自分で決め、「自分らしく」生活できるよう、そして、誰もが社会の一員として助け合い・支え合うことで、日々の安心を感じながら暮らせるまちの実現を目指すとともに、「保健・福祉」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「介護予防・生活支援」「すまいとすまい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の深化・推進に向けて取り組みます。

(2) 障がい者の福祉

第7期生駒市障がい者福祉計画において、「人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く」、「健康で生きがいのある暮らしを实践する」、「地域において支え合う社会を築く」を基本理念とし、生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実、地域生活のための総合的な支援体制の充実、障がい者理解の促進と権利擁護の推進、障がい者の社会参加と就労支援の推進に向けて取り組みます。

(3) こどもの福祉

すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長・自立できるよう、社会全体で総合的にこども、ならびに子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に生駒市こども計画（仮）を策定します。同計画においては、「こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち」を目指し、子育てを社会に開き、家庭の中だけで完結させなくてよいまち、地域でこどもが育つまちづくりを進めていきます。

(4) 生活困窮者の福祉

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援を一体的かつ、計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とし、相談支援・プランの策定・社会参加への支援等を進めます。

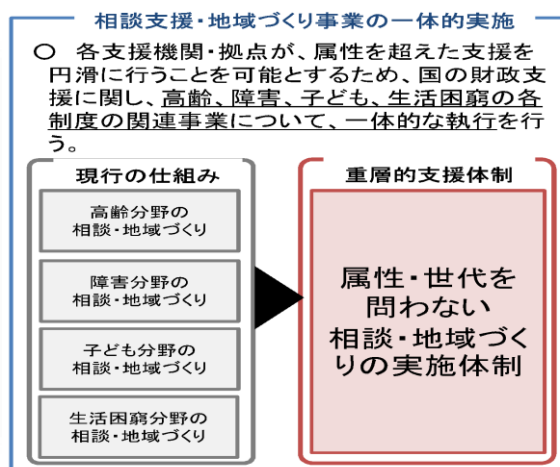
3 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、下表に示す枠組みに沿って取組めます。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。



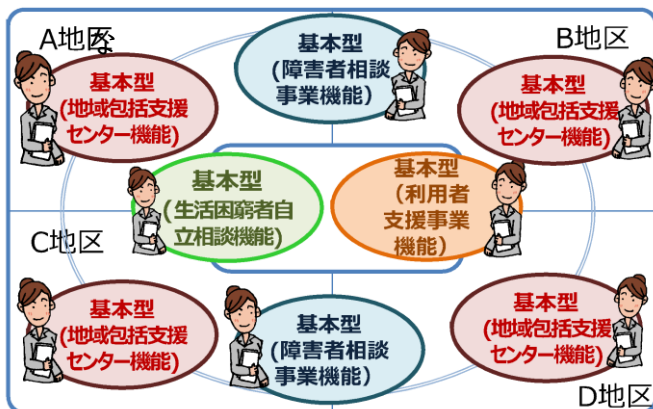
地域住民の抱える複雑化・複合化した課題に対し、従来の属性別の支援体制では支援が困難だった複合課題や狭間のニーズに対応するため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を円滑に実施できる仕組みづくりを行います。

出典）「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築について
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室

第3章 包括的相談支援事業

Ⅰ 包括的相談支援事業を担う体制

本市では、各分野の既存の相談窓口で相談を受け付け、従来の機能をベースとしつつも複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなどを行う「基本型」の設置形態を採用しています。既存の支援機関同士の連携を強化し、多様化する課題に対して、一定の機関が抱え込むことなく、持続可能な支援を提供することを目的とし、基本型の設置形態を採用しています。



▲厚生労働省資料
「重層的支援体制整備事業における体制国地区」より

令和5年6月から「誰ひとり取り残さない」体制づくりとして、市内23か所の既存の相談窓口（P.12～13）をいこまる相談窓口と位置付け、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、どのような相談も丸ごと適切な機関につなぎきる取組を行っています。いこまる相談窓口には右のステッカーを掲げ、窓口の見える化を図るとともに、リーフレットを作成し広く周知します。



▲いこまる相談窓ロステッカー

また、いこまる主任推進員を福祉政策課に2名配置し、支援者支援を行うことでひとりで抱え込まずに相談できる体制づくりを行い、適切な関係機関等と連携を図ることができるよう支援を行います。また、いこまる主任推進員は支援のはざまとなっている方への直接的な支援を行うとともに、複雑化・複合化した案件に関しては多機関協働事業につなぎます。

2 各分野の相談支援事業

※令和7年2月現在

(1) 地域包括支援センターの運営（介護）

高齢者等に対し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行います。（担当地域はP.12-13参照）

相談支援機関	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
基幹型地域包括支援センター （地域包括ケア推進課）	介護	1	直営
地域包括支援センター		7	委託

(2) 障がい者相談支援事業（障がい）

障がい者に対して、障がい種別やその人の特性に合ったサービスの情報提供および本人や家族に対する適切な助言等を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
生活支援センター	障がい	4	委託

(3) 利用者支援事業（子ども）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施します。

- アドバイザーが子育て相談や各種事業の情報を発信して、子育て親子の支援を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
子育て支援総合センター	子ども	1	直営

- 市内保育所で勤務経験のある保育士（保育コンシェルジュ）が保護者の相談に応じ、就学前の子どもの預け先や子育て支援に関する情報等の案内を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
保育コンシェルジュ （幼保こども園課）	子ども	1	直営

- 助産師・保健師などの専門職を配置し、母子手帳交付時にすべての妊婦と面接し、育児についての心配事の相談やケアプランの案内等を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
マタニティコンシェルジュ （健康課）	子ども	1	直営

（4）生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮）

- 生活困窮者の自立の促進を図るため、生活困窮者家計改善支援事業と生活困窮者就労準備支援事業を含む相談支援・プランの策定・社会参加への支援等を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
生駒市くらしとしごと支援センター （生駒市社会福祉協議会）	生活困窮	1	委託

（5）その他

既存制度の対象事業ではないものの、相談の受け止めや包括的な支援体制を構築する上で密に連携を図る必要があると思われる機関についても包括的相談支援機関として相談支援を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
教育相談室	子ども	1	直営
ユースネットいこま	子ども	1	委託
生駒市社会福祉協議会	全分野	1	協力
生駒市権利擁護支援センター	その他	1	委託

3 その他の取組

(1) いこまる相談会

どのような相談でも丸ごと受け止めつなぐ、「いこまる相談会」を、令和6年11月からメタバース(仮想)空間で実施しています。自宅などから匿名・予約不要で相談でき、相談方法はチャットのみ、音声のみ、画像有と選択可能です。いこまる主任推進員がオンライン上に常駐するなど、随時相談を受けることができる体制を整えています。



(2) チャット相談

いこまる相談窓口閉所時間の相談や、対面や電話での相談が難しい方が24時間365日チャット相談することができる体制をとります。

あなたのいばしょ

令和6年5月、24 時間 365 日、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口を運営する特定非営利活動法人あなたのいばしょと事業連携協定を締結しました。あなたのいばしょと本市福祉政策課双方に連携担当者を配置し、本人同意のもと支援が必要な方の情報共有をスムーズに行うことで、アフターフォローが可能となりました。



▲ページはこちらから

(3) つなぐシート

相談者が適切な相談支援機関につなぐことができるよう、最初に相談を受けた窓口で包括的に相談を受け止め、包括的相談支援機関全体で横断的な連携・支援を行うため、「つなぐシート」を運用します。

別表 包括的相談支援機関一覧

※令和6年4月現在(差替え予定)

主たる 受付相談	いこま相談窓口	TEL FAX	住所	開所時間	地図 番号
総合	生駒市役所庁内(右図)	74-1111 74-9100	東新町8-38	月曜日～金曜日 8:30～17:15	A
高齢	フォレスト地域包括支援センター (担当地域①)	78-4888 78-1640	北田原町2429-4 (軽費老人ホーム長命荘内)	月曜日～土曜日 8:30～17:30	B
	メディカル北地域包括支援センター (担当地域②)	71-3500 71-1151	あすか野北2丁目12-13	月曜日～金曜日 8:30～17:30	C
	阪奈中央地域包括支援センター (担当地域③)	73-9448 73-9447	俵口町444-1 (阪奈中央病院北となり)	月曜日～土曜日 8:45～17:00	D
	東生駒地域包括支援センター (担当地域④)	75-3367 71-8086	辻町53 (東生駒病院となり)	月～金 8:40～17:20 土 8:40～12:30	E
	社会福祉協議会地域包括支援センター (担当地域⑤)	73-7272 74-3610	北新町3-1 (デイサービスセンター幸楽内)	月曜日～土曜日 8:30～17:15	F
	梅寿荘地域包括支援センター (担当地域⑥)	74-8134 71-8122	西旭ヶ丘12-3 (総合支援センターあずさ内)	月曜日～土曜日 8:45～17:30	G
	メディカル南地域包括支援センター (担当地域⑦)	77-7766 76-7700	小瀬町324-2 (介護老人保健施設優楽内)	月曜日～金曜日 8:30～17:30	H
障がい	生活支援センターあけび (主に身体障がい者)	71-6117 71-6127	さつき台2丁目6-1 (生駒市福祉センター内)	月曜日～土曜日 9:00～17:30	K
	生活支援センターかざぐるま (主に知的障がい者)	75-1460 75-1462	本町9-12 シルクハイツ高木201	月曜日～土曜日 8:30～17:30	I
	生活支援センターコスモールいこま (主に精神障がい者)	73-7000 73-7660	本町7-14 ブルームビル1階	月曜日～土曜日 9:00～17:30 (土曜日は予約制)	J
	生活支援センターあすなろ (主に幼児・学童期の発達の気になる子ども)	75-0525 75-0531	西旭ヶ丘12-3 (総合支援センターあずさ内)	月曜日～土曜日 9:00～17:00 (土曜日は14:00迄)	G
子ども	生駒市 健康課	75-2255 75-1031	東新町1-3 (セラピーいこま2階)	月曜日～金曜日 8:30～17:15	L
	生駒市 子育て支援総合センター	73-5582 73-5583	元町1丁目6-12 (セイセイビル3階)	月曜日～金曜日 8:30～17:15	M
	ユースネットいこま	74-7100 74-7101	北新町12-32 (教育支援施設2階)	火・木～日曜日 9:00～17:00	O
	教育相談室	74-5571 74-5590	北新町12-32 (教育支援施設1階)	月曜日～金曜日 9:00～17:00	O
困窮	くらしとしごと支援センター (生駒市社会福祉協議会)	0120-883-132 73-0533	元町1丁目6-12 (セイセイビル4階)	月曜日～金曜日 9:00～17:00	M
総合	(福)生駒市社会福祉協議会	75-0234 73-0533	元町1丁目6-12 (セイセイビル4階)	月曜日～金曜日 8:30～17:15	M
その他	生駒市権利擁護支援センター (生駒市社会福祉協議会)	73-0780 73-0294	さつき台2丁目6-1 (生駒市福祉センター内)	火曜日～土曜日 9:00～17:00	K



①～⑦は地域包括支援センターの担当地域

第4章 参加支援事業

1 参加支援事業を担う体制

社会とのつながりを作るため、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行うものです。課題を把握した案件はできる限り、地域での活動や居場所等で他者とのつながりが持てるよう、参加支援を行います。

参加支援に向けた継続的支援を行う専門職を福祉政策課に配置するとともに、生駒市社会福祉協議会に設置するコミュニティソーシャルワーカーと連携し、直接的な支援を行うとともに、社会資源をデータベース化することで可視化します。

さらに、孤独・孤立対策連携プラットフォームとも連携することで、社会資源に関する情報共有を行い、必要とされている資源の拡充等の検討を行います。

実施主体	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
福祉政策課	全分野	1	一部委託

2 参加支援事業の事業内容等

(1) 専門職・コミュニティソーシャルワーカーの配置

本章の参加支援や第6章のアウトリーチ等の継続的支援を中心に行う保健福祉等の専門職を配置します。また、生駒市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置します。

参加支援においては本人と地域との関係性を調整し、支援終結後も地域において本人が緩やかに見守られるよう環境を整備するなど、継続的・伴走的な参加支援を行います。

(2) 社会資源マップの運用

様々な分野の集いの場に関する情報を掲載することで、孤独・孤立の予防や介護予防など、幅広い用途に役立ててもらえるよう、地域とつながるきっかけとなる様々な情報を掲載します。

●おでかけいこま

市民が「集いの場」を簡単に検索できるように、市内で定期的実施されている活動・サービスの所在地や内容を地図上にまとめたWEBサイト「おでかけいこま」を開設しています。



▲おでかけいこま

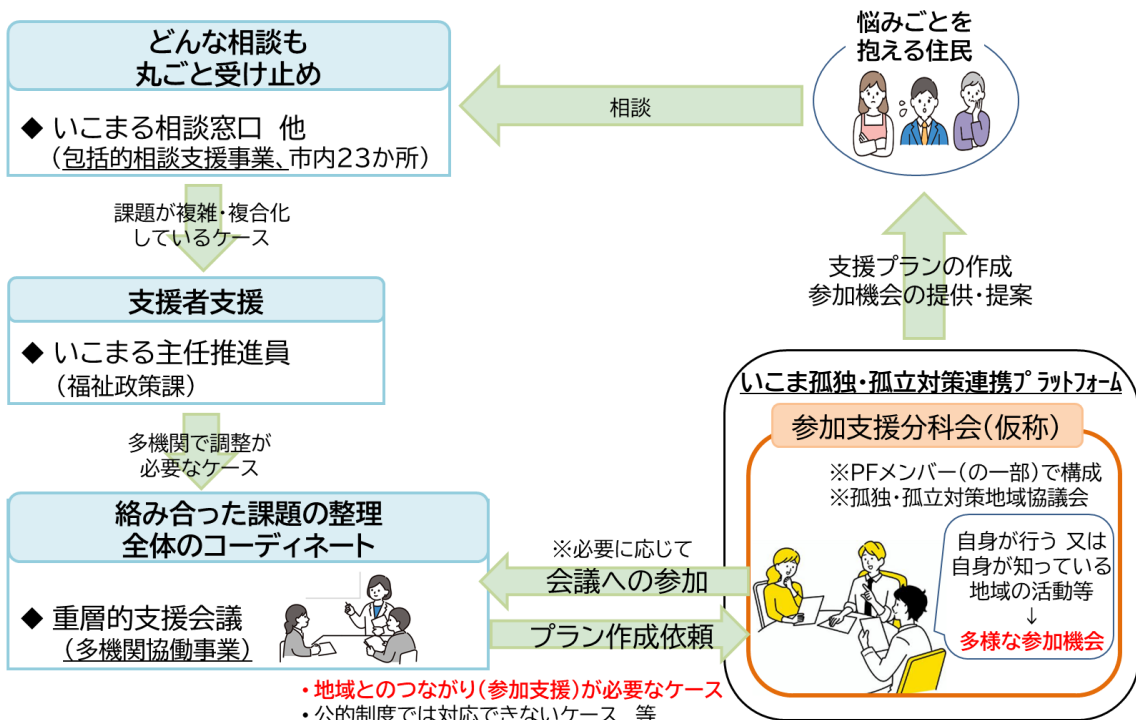


(3) わがごとカイギ

地域の困りごとを地域で解決し、必要であれば専門職につなぐという地域ネットワークづくりを目的として、基本的に自治会単位で地域の実情に合わせて実施します。

3 いこま孤独・孤立対策連携プラットフォームとの連携

産官学民の様々な団体から構成される、いこま孤独・孤立対策連携プラットフォームの下に「参加支援分科会（仮称）」を設置し、当該分科会のメンバーが参加支援のプラン作成に参画すること（必要に応じて重層的支援会議に参加することを含む。）により、インフォーマルな活動を含む多様な参加機会の提供・提案を可能にし、一人ひとりの希望や状況に適した参加支援を実施します。



第5章 地域づくり事業

1 地域づくり事業を担う体制

地域づくり事業の対象となっている既存の事業において、生駒市全体として足りない資源等に対し、既存の通いの場や拠点などの社会資源を拡充したり、それでは対応できない問題に関しては新たに対象者を選ばないような居場所などをつくることで、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや環境整備を行い、必要な資源につながります。

2 各地域づくり支援拠点や事業内容等

(1) 地域介護予防活動支援事業

- おおむね65歳以上の閉じこもりがちな高齢者を対象にボランティアが中心となって教室運営をします。健康体操やゲーム、季節の行事などが盛り込まれ、時には簡単な調理を行います。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
わくわく教室	介護	8	住民主体

- 認知症の高齢者に対する声掛けを体験し、接し方を学ぶことで、地域全体で認知症の人を見守る体制づくりを進め、行方不明による事故を未然に防ぐことを目的に行っています。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
認知症高齢者声掛け訓練	介護	(随時)	直営・委託

- 超高齢社会の実態を知り、自分らしい人生の送り方を考える機会となるよう、講座で得た知識や体験を多くの人と分かち合い、地域福祉活動や介護予防活動を展開していくボランティアの養成講座です。高齢者福祉や介護予防に関する活動に興味のある人を対象に開講します。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
介護予防ボランティア養成・育成講座	介護	(随時)	直営・委託

(2) 生活支援体制整備事業

- 地域における高齢者等のニーズ及び地域資源の状況を的確に把握し、高齢者のニーズに応じた適切な支援の提供を図るため、高齢者等の生活支援等サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の拡充及び強化、また社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に生活支援コーディネーターを配置します。

また、高齢者の豊富な知識やスキル、経験を活かして活躍できる機会や、他者と交流する場づくりを進め、就労的な活動を行うことを希望する者と事業者とのマッチング等を担う「就労的活動支援コーディネーター」を配置します。

地域づくり支援拠点	主な対象分野	設置人数	運営形態
生活支援コーディネーターの配置	介護	(第1層)1	直営
		(第2層)7	委託
就労的活動支援コーディネーターの配置	介護	1	直営

- 生駒市生活支援体制整備事業実施要綱第5条に基づき、協議体を設置します。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
生活支援体制整備事業協議体	介護	1	直営

- 市内地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーター(2SC)が月に1回集まり、地域課題の共有や独自の事業を実施しながら、施策提案を行います。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
2SC会議	介護	1	直営

- 2SCが中心となり、高齢者をはじめ地域住民が主体的に介護予防やフレイル予防のため、サロンやいきいき百歳体操を行う「通いの場」に対する立ち上げ・継続支援を行います。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
通いの場 設置数(か所)	介護	144	住民主体

(3) 地域活動支援センター事業

障害者総合支援法に基づき、創作的活動や生産活動、障がい者間の交流等を目的とした地域活動支援センターを設置します。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
地域活動支援センター	障がい	2	委託

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
地域子育て支援拠点	子ども・子育て	2	直営
		8	委託

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等を行うため、生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを適切に確保する事業を行います。

地域づくり支援拠点・事業	主な対象分野	設置箇所数	運営形態
複合型コミュニティ(まちのえき)づくり事業	生活困窮	14	住民主体

(6) 民生・児童委員との連携等

各世帯や地域全体の課題に対して早期に専門職や市社会福祉協議会、行政が把握し、支援を行うには民生・児童委員との連携が不可欠となっています。連携強化やデジタル化の推進等による事務的な活動の効率化を支援することで、迅速な支援につなげるとともに、民生・児童委員の負担軽減を図ります。

第6章 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

1 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を担う体制

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集するとともに、家族や近隣住民からの相談を積極的に受けることでニーズを抱える潜在的な相談者を見つけ、複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない、若しくは自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人に支援を届ける「アウトリーチ等」を行っていきます。また、継続的支援事業として、必要に応じて本人と支援者がつながり続ける支援を行います。

実施主体	運営形態
生駒市	直営

2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の事業内容

(1) 専門職の配置(再掲)

本章のアウトリーチ等を通じた継続的支援や第4章参加支援を中心に行う保健福祉等の専門職を配置します。また、市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや他の支援者と協働して事前準備を十分に行い、適切な支援者につなぐことができるよう支援します。必要に応じて第7章掲載の支援会議を行い、情報を共有します。

(2) いこまる相談窓口等へのヒアリング

いこまる相談窓口等相談支援事業者に対するヒアリングを行い、アウトリーチにつながる案件について協議します。

(3) 高齢者等見守り協力事業者登録制度

配達などで家庭を訪問することの多い登録事業者が、事業活動を通じて高齢者等の日常生活の異変（配達したものが手付かずで残されているなど）を察知した際に、市等（緊急の場合は消防本部など）に連絡し、行政と事業者が連携して高齢者等支援が届いていない人に対する見守りを行います。

第7章 多機関協働事業・プラン作成

1 多機関協働事業を担う体制

福祉政策課にいこまる主任推進員を、関係各課にいこまる推進員を配置し、庁内の関係各課との連携を円滑にできるよう進めます。

いこまる主任推進員は重層的支援体制整備事業に関わる関係機関の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するものとして、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、多職種との連携が必要な案件に関しては、重層的支援会議における協議を行います。

いこまる推進員は庁内各課との連携や会議への出席、担当課の事業において福祉の視点を持って活動を行うことができるよう、配置します。

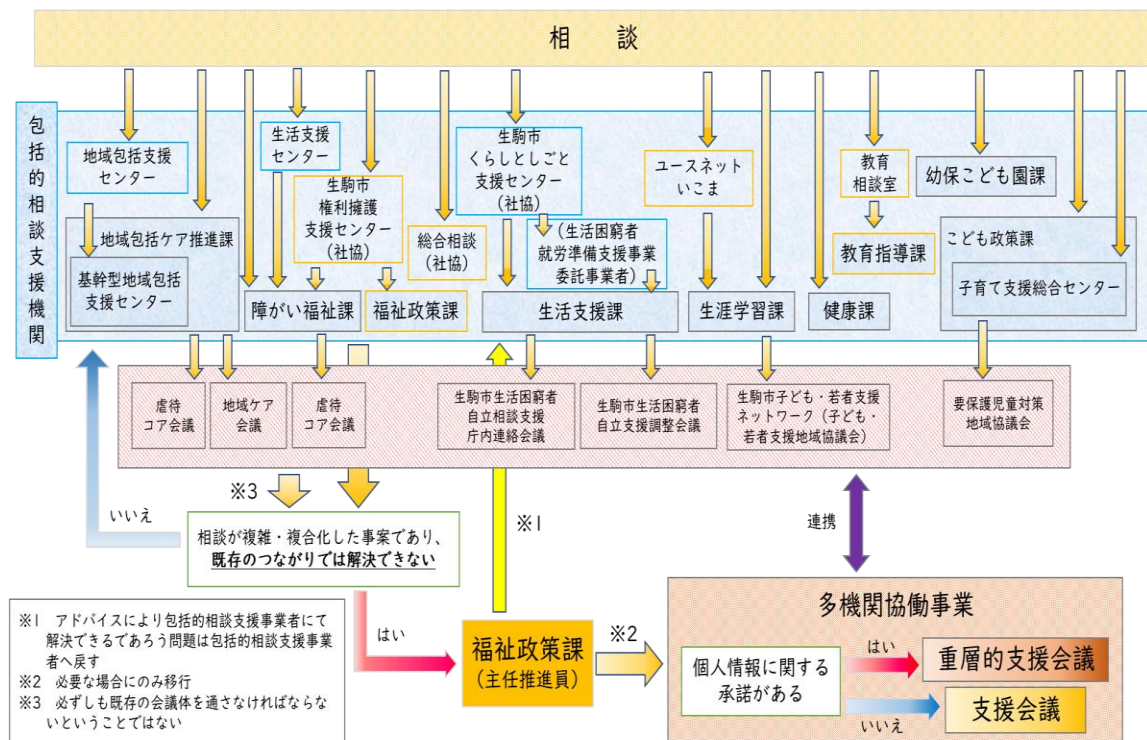
実施主体	運営形態
生駒市	直営

2 重層的支援会議・支援会議

重層的支援会議を開催して、関係機関の役割分担、支援の方向性の共有を図ります。また、本人同意が得られていない場合で、支援関係機関等の間での情報共有が必要な事案については、社会福祉法第106条の6の規定により、会議の構成員に対する守秘義務が設けられた支援会議を開催し、情報共有や地域における必要な支援体制を検討します。

会議	
重層的支援会議	本人から同意を得たケースに関して、プランの適切性の協議やプラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う
支援会議	関係機関等がそれぞれに把握していながらも支援が届いていないケースについて、本人の同意が得られない段階から情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑に行い、潜在的な課題を抱える人への支援検討を行う

生駒市相談機関フローチャート



3 会議体の統合

既存の会議体を重層的支援会議や支援会議と統合し、関係機関だけでなくさらに多機関での検討を行うことで、多角的な視点やビジョンの統一化ができるとともに、事務局や参加者の負担の軽減を図ることができます。そのため、本市では会議体を統合し、効率化の検討を継続的に実施していきます。

第8章 その他事業との連携

Ⅰ ひきこもり支援推進事業

重層的支援体制整備事業を行う中で、支援の「はざま」となっている「大人のひきこもり」に関して、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、本市では令和6年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援推進事業」を開始しました。また、当事者会・家族会の開催、住民への普及啓発等を総合的に実施します。

本市では、相談支援と地域のネットワークづくりを、既存の相談窓口であるユースネットいこまネットいこまと生駒市子ども・若者支援ネットワークが担当し、居場所づくりを新たに市内の福祉事業所に業務委託をすることで一体的なひきこもり支援体制を作っています。参加支援・アウトリーチに関しては、第4・6章記載の専門職が対応することで、既存の相談支援体制をより強化します。



(1) 相談支援

実施主体	運営形態
生駒市子ども・若者総合相談窓口 ユースネットいこま	委託

本市では、不登校、ニート、ひきこもり等社会生活上様々な困難を抱える子どもや若者を支援するための総合相談窓口 ユースネットいこま を運営しており、専門のカウンセラーや臨床心理士を配置し、問題解決に向けて、面談、情報提供など必要な支援を実施しています。

(2) 居場所づくり

実施主体	運営形態
いばしょ支援ステーションGIFT	委託

ひきこもり状態にある方が自宅から一歩踏み出しやすい環境の「居場所」として、福祉事業所の一角で運営しています。手続きは不要で、ひきこもり状態でなくてもコミュニケーションが苦手な方など義務教育終了後の全年齢の人を対象としています。

(3) 地域のネットワークづくり

実施主体	運営形態
生駒市子ども・若者支援ネットワーク	直営

教育・福祉・就労・更生保護など、40の関係機関で構成する生駒市子ども・若者支援ネットワークを設置しています。関係機関等が連携し、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として代表者会議と実務者会議をそれぞれ年1回実施しています。

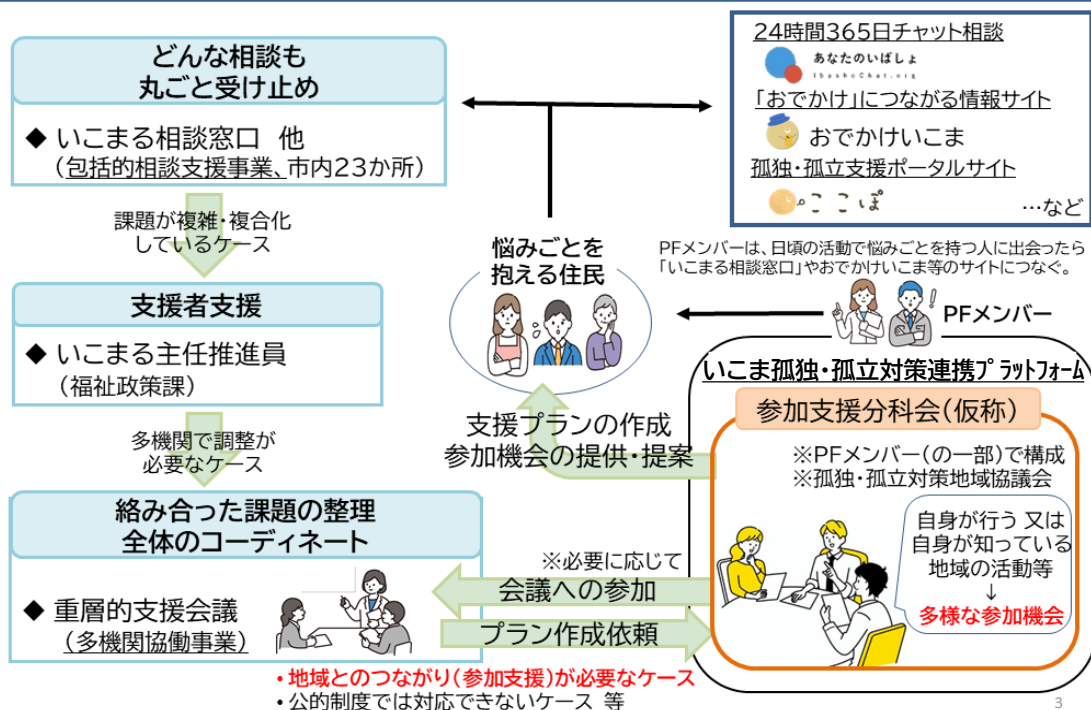
2 孤独・孤立対策

本市では、令和5年12月にいこま孤独・孤立対策連携プラットフォーム（再掲）を設立したほか、令和6年3月に生駒市孤独・孤立支援ポータルサイト「ここぼ」を開設し、孤独・孤立対策に関する情報発信の強化等に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業と孤独・孤立対策との連携を進めるため、参加支援事業における連携（第4章3を参照）に加えて、当該プラットフォームの構成員が、日頃の活動の中で悩みごとを抱える住民に接した際に、重層的支援体制整備事業やここぼへのつなぎ役となれるよう、当該プラットフォームにおける意識啓発・関連施策の情報共有に取り組めます。

また、地域住民等と協働した戸別訪問事業の実施を通じて、自ら支援を求める声をあげることができない人を含めた孤独・孤立状態の人・世帯の早期発見や予防のための地域力向上にも取り組めます。

「孤独・孤立プラットフォーム」との連携（イメージ）



3 自殺対策

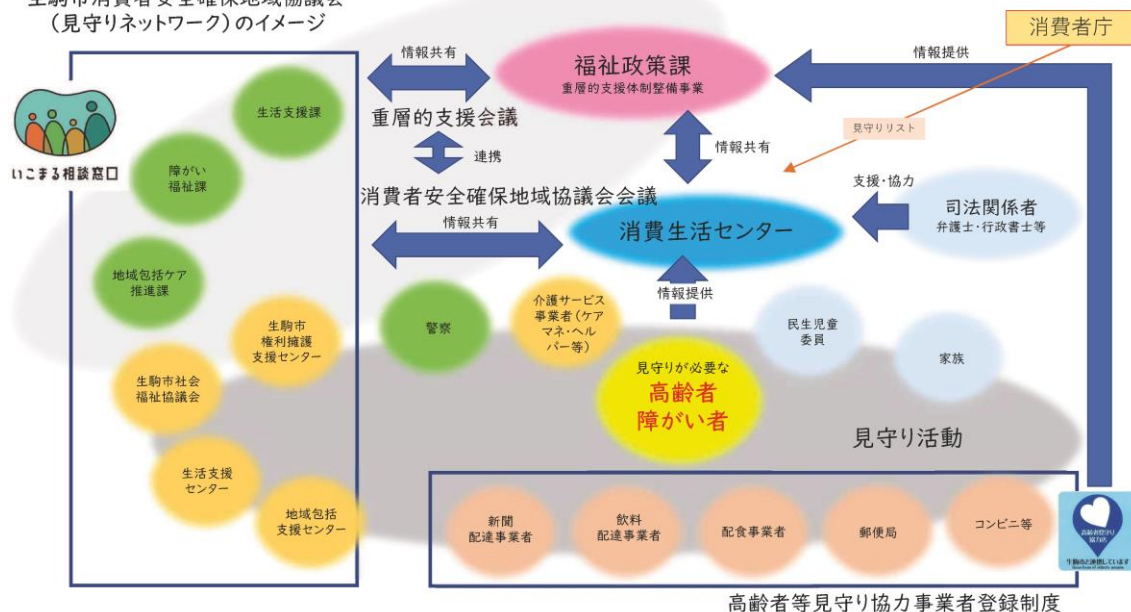
本市では、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、人と地域の絆を強めていく中で「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」の実現を目指し、生駒市自殺対策計画を策定しています。



4 生駒市消費者安全確保地域協議会

消費者被害の未然防止・早期解決のための活動を柔軟に行うため、令和5年10月から消費者安全法に基づく生駒市消費者安全確保地域協議会（通称：見守りネットワーク）を設置しました。見守りネットワークは地域の多様な主体が連携して消費者の見守り活動に取り組む仕組みであり、包括的な支援体制の構築を図る重層的支援体制整備事業とも十分な連携を図っていきます。協議会を設置することで、構成員間での情報共有が可能となります。

生駒市消費者安全確保地域協議会
（見守りネットワーク）のイメージ



高齢者等見守り協力事業者登録制度

5 介護予防把握事業（未返送者実態把握事業）

閉じこもりがちな高齢者や何らかの支援を要する人を把握し、介護予防につなげるために、要支援・要介護認定を受けている方等を除く 75 歳以上の高齢者に元気度チェック（基本チェックリスト）を実施し、回答のない高齢者に対しては、未返送者実態把握事業として地域包括支援センター職員が家庭を訪問して、実態把握に努めています。訪問を行うことで、支援の「はざま」となっている方や自ら支援につながろうとしない方を早期発見し、適切な事業につないでいます。

6 権利擁護

認知症等や障がい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害がされないよう、権利擁護支援センターを設置し、専門的な相談対応や成年後見制度等の利用支援、地域団体等への権利擁護に関する普及啓発を実施しています。

実施主体	運営形態
権利擁護支援センター	委託

第9章 関係機関間の一体的な連携・人材育成

1 庁内・関係機関の連携

複合的課題を解決するため、庁内・関係機関のネットワーク構築や、個別ケース支援、地域の社会資源開発等を検討する場として、下表の会議を開催し、関係機関の連携を強化し、包括的な支援体制を構築します。

研修		
名称	目的	対象者
地域共生社会推進会議	地域共生社会の方向性の検討や各事業の進捗等について情報共有を行うとともに合意形成を図る	理事者・全部次長・関係課長
いこまる推進員会議	断らない相談に対する理解を深めるとともに、庁内連携の手法や適切な連携の手法を協議する	いこまる推進員

2 人材育成

相談やケース担当課だけでなく、庁内全体で重層的支援体制整備事業の理念を共有し、困っている市民に対する支援の漏れ落ちを防ぐこと、そして分野を超えた交流の場を増やし顔の見える関係性づくりを進めることで、関係機関の連携強化を図ることを目的に、研修・勉強会を実施します。

研修		
名称	目的	対象者
地域共生社会推進会議	重層的支援体制整備事業における方向性を共有するとともに、先進市町村の事例等の知見を深め、各課の事業における「関わりしろ」を検討する	理事者・全部次長・関係課長
いこまる推進員会議	断らない相談に対する理解や適切な連携の手法について実例から学ぶとともに、福祉を「わがごと」と捉え、担当事業等の実践に活かす	いこまる推進員
いこまる相談窓口職員研修	支援者同士の顔の見える関係性づくりを促進し、実践者による事例紹介・ケーススタディ等ワークショップを行うことで相談対応能力の向上を図る	主担当課職員・市社会福祉協議会職員・包括的相談支援事業者等

第10章 計画を円滑に実施するために

1 市民の参画と連携

アウトリーチを行うにあたり、住民の方々がお互いを気に掛け合う関係性は不可欠です。それぞれの住民が「わがごと」と捉えて地域での見守りを行い、地域で解決できないことは専門職に、専門職で解決できないことは行政にという3層構造の連携を目指します。また、行政と市民、事業者、関係団体等と協働することで地域での居場所づくりや支え合い活動を推進します。

2 情報発信

支援が必要な方々に支援の手が届くよう、いこまる相談窓口のリーフレットを市内の各所に配置します。また、既存の広報紙やホームページだけでなく、報道やSNSの発信を通じて、幅広い世代へリアルタイムで分かりやすい情報を届けます。

3 取組みスケジュール

事業の本格実施に向けて、令和4年度に制度設計等準備作業に着手し、令和5、6年度は重層的支援体制整備事業への移行準備事業として6つの事業に段階的に取り組みました。令和7年度から重層的支援体制整備事業（本事業）に移行します。

4 計画の推進と進行管理

本計画を着実に推進するため、計画に基づく取組について、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルにより、適応性や目標達成度、有効性の観点から自己点検・評価を行い、各分野における協議会や重層的支援会議等の場を活用して関係機関や市民の意見の把握・反映等に努め、毎年ローリング方式で次年度以降の進行管理及び取組の見直しを行い、より充実度の高い生駒市重層的支援体制整備事業へと進めていきます。

第11章 移行準備期間の振り返り

1 達成できたこと

令和5年4月から月に1度、重層的支援会議を行っており、顔の見える関係性ができたことで気軽に相談できるようになり、専門職であるかないかに関わらず、多角的な意見を知ることができたため、支援の視野が広がり他の分野につなげやすくなったという声がありました。また、支援者支援として福祉政策課に相談したり、重層的支援会議で共有することで、困難な相談をひとりで抱え込むことが減り、多くの課等で検討できるようになったことで、支援者の心理的な負担を軽減することができました。

2 今後の課題とその方策

支援者（特に介護支援専門員）がひとりでは解決できずに抱えている困難な課題がまだまだあると思われます。その原因として支援者が何を重層的支援会議に相談したらよいのか知らない可能性もあるため、さらなる広報・周知が課題となっています。現在は、重層的支援会議を市及び市社会福祉協議会のみで実施していますが、ケース検討に多様な支援者が参加できるようにすることで、重層的支援会議で扱うケースの理解促進や支援者間の関係性づくりを促進します。

また、本市では地域活動が活発なものの、社会資源の把握やマッチングを行う体制が不十分で、参加につながっていないという課題もあります。そこで、参加支援の専門職や市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとの連携により、地域資源の顕在化を図ります。そうすることで、社会資源が不足している分野の洗い出しを行い、支援対象者に必要な社会資源の拡充、創出を行います。

さらに、現在、制度のはざまとなっている方に対して、福祉政策課が直接支援していますが、いずれ対応の許容件数を超過することが予想されます。そのため、支援のはざまとなっている方の支援ノウハウを積み重ねることで、各課の支援の「関わりしろ」が広がることを目標とした体制づくりを行っていく必要があると考えています。

（令和6年9月、10月 重層的支援会議でのグループワークより）

かさねるいこま実施計画
(生駒市重層的支援体制整備事業実施計画)

令和7年5月

発行：生駒市役所 福祉政策課

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

TEL (0743) 74-1111 (内線7220)